

平成22年度

高等学校奖学金

市では、つくばみらい市奨学生金貸付条例などに基づき、
経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成22年度
奨学生を次のとおり募集します。

1 申請資格

○奨学生の種類○

Aつくばみらい市**B**つくばみらい市高等学校 奨学生

A、**B**いずれの記載のないものは、共通の事項です。

(2)学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく専修学校（専門課程）・短期大学・大学に進学または在学する方（3）身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方（4）確実な連帯保証人を付することができる方（※1）
(5)奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）

(1)本市市民の被扶養者
(2)学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等學校・高等専門学校に進学または在学する方
(3)確実な連帯保証人を付すること

2 募集人員、貸与月額および貸与期間

区分	A	B
	専修学校 短期大学 大學	高等学校 高等専門学校
募集人員	5人	若干名
貸与月額	30,000円	20,000円
貸与期間	平成22年から在学する学校の正規の修業期間	

5 授学生の選考および決定
7月初旬に、教育委員会で選考結果を本人あてに通知

A卒業した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた(1)奨学金は無利子とし、

**3 募集期間
4 申請手続き
4月23日(金)まで**

B卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

B卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

(2)返還猶予
ア 上級の学校へ入学したとき
イ 病気その他正当な理由により、返還が困難であるとき

(3)返還免除

(4)その他

- ・奨学生が放校処分に付されたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。
- ・本市市民の被扶養者でなくなりた場合、奨学金貸与が取り消され、奨学金の返還をしていただきます。

お知らせします！就学援助制度

市では、お子さんが義務教育のため市内の小中学校に通学するうえで、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となりますのでお知らせします。

1 援助を受けることができる方

生活保護世帯（要保護）、またはこれに準ずる世帯（準要保護）と教育委員会が認定した世帯。

2 援助の内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児生徒学用品費・修学旅行費・医療費（学校保健法により治療の指示を受けた疾病に限る）・給食費等で教育委員会が定めた金額（国の基準に準ずる）。

3 申請方法

各小中学校に用意してある所定の就学援助

費申請書および収入申告書に記入・捺印し、前年中の収入のわかる証明書などを添付のうえ、在学の学校へ提出してください。

4 申請時期

随時受け付けています。ただし、支給期間は、必要書類を在学の学校へ提出した月の翌月からとなります。

- ※援助を受けたい方は、事前に学校・教育委員会などにご相談ください。
- ※申請されると、家庭状況を調べるために、地区担当民生委員が自宅へ訪問しますのでご協力願います。